人事院事務総長

給実甲第192号の一部改正について (通知)

給実甲第192号(復職時等における号俸の調整の運用について)の一部を下 記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| | 改 正 後 | 改 正 前 |
|----|----------------|----------------|
| 第一 | 規則第44条関係 | 第一 規則第44条関係 |
| 1 | (略) | 1 (略) |
| 2 | 復職時調整の要領について | 2 復職時調整の要領について |
| _ | ー 復職等の日における復職時 | 一 復職等の日における復職時 |
| | 調整は、基準号俸の号数に、 | 調整は、基準号俸の号数に、 |

基準日から復職等の日の直前 の昇給日の直前の評価終了日 (復職等の日が昇給日である 場合にあっては、その直前の 評価終了日)までの各算定期 間に係る次号の規定による調 整数の合計数(1未満の端数 があるときは、これを切り捨 てた数)を加えて得た数を号 数とする号俸(休職等の期間 の初日から復職時調整を行う 日の前日までの間において、 規則第39条若しくは第40 条の規定による昇給又は人事 院規則11一10(職員の降 給)第5条若しくは第6条第 2項の規定による降号(当該 初日が昇給日前3月以内にあ る場合にあっては、当該初日 から当該昇給日までの期間に おける当該昇給又は当該降号 を除く。次項第1号(1)及び第 7項第1号において「昇給 等」という。)をしたとき は、当該号俸の号数に当該昇 給の号俸数に相当する数を加

基準日から復職等の日の直前 の昇給日の直前の評価終了日 (復職等の日が昇給日である 場合にあっては、その直前の 評価終了日) までの各算定期 間に係る次号の規定による調 整数の合計数(1未満の端数 があるときは、これを切り捨 てた数)を加えて得た数を号 数とする号俸(休職等の期間 の初日から復職時調整を行う 日の前日までの間において、 規則第39条若しくは第40 条の規定による昇給又は人事 院規則11一10(職員の降 給)第5条若しくは第6条第 2項の規定による降号(当該 初日が昇給日前3月以内にあ る場合にあっては、当該初日 から当該昇給日までの期間に おける当該昇給又は当該降号 を除く。次項第1号(1)におい て「昇給等」という。)をし たときは、当該号俸の号数に 当該昇給の号俸数に相当する 数を加えて得た数又は当該号

えて得た数又は当該号俸の号 | 数から当該降号の号俸数に相 当する数を減じて得た数を号 数とする号俸。以下この号に おいて同じ。)を超えない範 囲内で行うものとし、復職等 の日後の最初の昇給日におけ る復職時調整は、基準号俸の 号数に、基準日から復職等の 日後の最初の昇給日の直前の 評価終了日までの各算定期間 に係る次号の規定による調整 数の合計数(1未満の端数が あるときは、これを切り捨て た数)を加えて得た数を号数 とする号俸を超えない範囲内 で行うものとし、当該昇給日 の次の昇給日における復職時 調整は、基準号俸の号数に、 基準日から当該次の昇給日の 直前の評価終了日までの各算 定期間に係る次号の規定によ る調整数の合計数(1未満の 端数があるときは、これを切 り捨てた数)を加えて得た数 | を号数とする号俸を超えない |

俸の号数から当該降号の号俸 数に相当する数を減じて得た 数を号数とする号俸。以下こ の号において同じ。)を超え ない範囲内で行うものとし、 復職等の日後の最初の昇給日 における復職時調整は、基準 号俸の号数に、基準日から復 職等の日後の最初の昇給日の 直前の評価終了日までの各算 定期間に係る次号の規定によ る調整数の合計数(1未満の 端数があるときは、これを切 り捨てた数)を加えて得た数 を号数とする号俸を超えない 範囲内で行うものとし、当該 昇給日の次の昇給日における 復職時調整は、基準号俸の号 数に、基準日から当該次の昇 給日の直前の評価終了日まで の各算定期間に係る次号の規 定による調整数の合計数(1 未満の端数があるときは、こ れを切り捨てた数)を加えて 得た数を号数とする号俸を超 えない範囲内で行うものとす

範囲内で行うものとする。

二~五 (略)

- 3 昇格、降格、異動との関係について
 - 一 休職等の期間中又は復職等 の日から復職等の日後の最初 の昇給日の次の昇給日までの 期間中に規則第23条第1項 に該当する昇格をした職員の 昇格の日以後に行う復職時調 整は、次に定めるところによ り、基準日から昇格の日の直 前の昇給日の直前の評価終了 日までの期間に係る復職時調 整及び当該評価終了日の翌日 以後の期間に係る復職時調整 を順次行ったものとした場合 に得られるところによる。こ の場合において、(1)による調 整の過程において前項第2号 に規定する「乗じて得た数」 の合計数に1未満の端数が生 じたときは、これを(2)による 調整の過程における同号に規 定する「乗じて得た数」の合 計数に合算することができ

る。

二~五 (略)

- 3 昇格、降格、異動との関係に ついて
 - 一 休職等の期間中又は復職等 の日から復職等の日後の最初 の昇給日の次の昇給日までの 期間中に規則第23条第1項 に該当する昇格をした職員の 昇格の日以後に行う復職時調 整は、次に定めるところによ り、基準日から昇格の日の直 前の昇給日の直前の評価終了 日までの期間に係る復職時調 整及び当該評価終了日の翌日 以後の期間に係る復職時調整 を順次行ったものとした場合 に得られるところによる。こ の場合において、(1)による調 整の過程において前項第2号 に規定する「乗じて得た数」 に1未満の端数が生じたとき は、これを(2)による調整の過 程における同号に規定する 「乗じて得た数」に合算する ことができる。

る。

(1) • (2) (略)

二·三 (略)

4 • 5 (略)

(削る)

(削る)

(1) • (2) (略)

二·三 (略)

4 • 5 (略)

6 平成18年4月1日から同年12月31日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整の特例

平成18年4月1日から同年 12月31日までの期間の一部 又は全部を含む休職等の期間に 係る復職時調整については、同 年4月1日から同年12月31 日までの期間を算定期間と、同 年4月1日を基準日として第2 項の規定を適用する。

7 平成21年1月1日から同年9月30日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

平成21年1月1日から同年 9月30日までの期間の一部又 は全部を含む休職等の期間に係 る復職時調整における第一の第 2項第1号から第3号までの規 定の適用については、同項第1

号から第3号までの規定中「算 定期間」とあるのは「算定期間 (当該算定期間に係る評価終了 日が平成21年9月30日であ る場合にあっては、平成21年 1月1日から同年9月30日ま での期間(当該期間の中途にお いて新たに職員となった者等の うち、第一の第2項第5号の規 定の適用を受ける者にあっては 同年1月1日以後において採用 等の日における号俸の決定に係 る事情等を考慮して各庁の長が 定める日から当該採用等の日以 後の最初の評価終了日までの期 間、同号の規定の適用を受けな い者にあっては採用等の日から 当該採用等の日以後の最初の評 価終了日までの期間))」と、 同項第2号中「12月」とある のは「12月(当該算定期間に 係る評価終了日が平成21年9 月30日である場合にあって は、9月)」とする。

8 平成22年改正法附則第5条 第1項の規定により号俸を1号

(削る)

<u>俸上位の号俸とされた職員等に</u> 係る復職時調整の特例

一 一般職の職員の給与に関す る法律等の一部を改正する法 律(平成22年法律第53 号) 附則第5条第1項の規定 により号俸を1号俸上位の号 俸とされた職員(次号におい て「調整対象職員」とい う。)(国家公務員の給与の 改定及び臨時特例に関する法 律(平成24年法律第2号。 次項において「給与改定特例 法」という。) 附則第8条第 1項、第2項又は第3項の規 定により号俸を上位の号俸と された職員を除く。)の休職 等の期間であって、その初日 が平成21年10月1日から 平成23年3月31日までの 間にあるものに係る同年4月 1日以後の復職時調整におけ る第一の第2項第1号の規定 の適用については、同号中 「基準号俸の号数」とあるの は、「基準号俸の号数に1を

加えて得た数」とする。

調整対象職員又はこの項の 規定の適用がないものとした 場合の復職時調整ができる日 における号俸の号数が、平成 21年1月1日から同年9月 30日までの期間に係る第一 の第2項第2号に規定する調 整数について標準号俸数の号 数及び号俸数に相当する数並 びに同項第3号に規定する算 定の基礎となる号数(当該号 数が0となる場合を除く。) がこれらの号数及び数にそれ ぞれ1を加えて得た数であっ たものとして調整された号俸 の号数を下回ることとなる職 員(平成23年4月1日にお いて43歳に満たない職員 (同日において、専門スタッ フ職俸給表の適用を受ける職 員でその職務の級が2級又は 3級であるもの及び当該職員 以外の職員でその職務の級に おける最高の号俸を受けるも のを除く。)に限る。)の休

職等の期間であって、その一 部又は全部が平成21年1月 1日から同年9月30日まで の間にあるものに係る平成2 3年4月1日以後の復職時調 <u>整における前項の</u>規定により 読み替えて適用する第一の第 2項の規定の適用について は、前項中「同項第2号中」 とあるのは「同項第2号中 「号数」とあるのは「号数 (当該算定期間に係る評価終 了日が平成21年9月30日 である場合にあっては、当該 標準号俸数の号数に1を加え て得た数)」と、」と、「9 月)」」とあるのは「9 月)」と、「相当する数」と あるのは「相当する数(当該 算定期間に係る評価終了日が 平成21年9月30日である 場合にあっては、当該相当す る数に1を加えて得た数)」 と、同項第3号中「算定の基 礎となる号数」とあるのは 「算定の基礎となる号数(当 (削る)

該算定期間に係る評価終了日 が平成21年9月30日であ る場合(当該号数が0となる 場合を除く。)にあっては、 当該号数に1を加えて得た 数)」」とする。

- 9 給与改定特例法附則第8条第 1項、第2項又は第3項の規定 により号俸を上位の号俸とされ た職員等に係る復職時調整の特 例
 - 一 給与改定特例法附則第8条 第1項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員(給与改定特例法附則第8条第2項又は第3項の規定により号俸を上位の号俸とされた職員を除く。)の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数(一般職の職員の

給与に関する法律等の一部を 改正する法律(平成22年法 律第53号)附則第5条第1 項の規定により号俸を1号俸 上位の号俸とされた職員のう ち当該復職時調整に係る休職 等の期間の初日が平成21年 10月1日から平成23年3 月31日までの間にあるもの にあっては、基準号俸の号数 に1を加えて得た数)に国家 公務員の給与の改定及び臨時 特例に関する法律(平成24 年法律第2号)附則第8条第 1項の規定により調整された 後の号俸の号数から同項の規 定の適用がないものとした場 合の号俸の号数を減じて得た 数に相当する数を加えて得た 数」とする。

二 給与改定特例法附則第8条 第2項の規定により号俸を上 位の号俸とされた職員(同条 第3項の規定により号俸を上 位の号俸とされた職員を除 く。)の休職等の期間であっ

て、その初日が平成25年3 月31日までの間にあるもの に係る同年4月1日以降の復 職時調整における第一の第2 項第1号の規定の適用につい ては、同号中「の日における 復職時調整は、基準号俸の号 数」とあるのは「の日におけ る復職時調整は、基準号俸の 号数(一般職の職員の給与に 関する法律等の一部を改正す る法律(平成22年法律第5 3号) 附則第5条第1項の規 定により1号俸上位の号俸と された職員のうち当該復職時 調整に係る休職等の期間の初 日が平成21年10月1日か ら平成23年3月31日まで の間にあるものにあっては、 基準号俸の号数に1を加えて 得た数。以下この号において 「特定基準号数」という。) (国家公務員の給与の改定及 び臨時特例に関する法律(平 成24年法律第2号)附則第 8条第1項の規定により1号

俸上位の号俸とされた職員 (以下この号において「平成 24年1号俸調整職員」とい う。)のうち当該復職時調整 に係る休職等の期間の初日が 平成24年3月31日までの 間にあるものにあっては、特 定基準号数に1を加えて得た 数)に1を加えて得た数」 と、「昇給日における復職時 調整は、基準号俸の号数」と あるのは「昇給日における復 職時調整は、特定基準号数 (平成24年1号俸調整職員 のうち当該復職時調整に係る 休職等の期間の初日が平成2 4年3月31日までの間にあ るものにあっては、特定基準 <u>号数に1を加えて得た数</u>)に 1を加えて得た数」とする。

三 給与改定特例法附則第8条 第3項の規定により号俸を上 位の号俸とされた職員の休職 等の期間であって、その初日 が平成26年3月31日まで の間にあるものに係る同年4

月1日以降の復職時調整にお ける第一の第2項第1号の規 定の適用については、同号中 「の日における復職時調整 は、基準号俸の号数」とある のは「の日における復職時調 整は、基準号俸の号数(一般 職の職員の給与に関する法律 等の一部を改正する法律(平 成22年法律第53号)附則 第5条第1項の規定により1 号俸上位の号俸とされた職員 のうち当該復職時調整に係る 休職等の期間の初日が平成2 1年10月1日から平成23 年3月31日までの間にある ものにあっては、基準号俸の 号数に1を加えて得た数。以 下この号において「平成23 年特定基準号数」という。) (国家公務員の給与の改定及 び臨時特例に関する法律(平 成24年法律第2号)附則第 8条第1項の規定により号俸 を上位の号俸とされた職員 (以下この号において「平成

24年調整職員」という。) のうち当該復職時調整に係る 休職等の期間の初日が平成2 <u>4年3月31日までの間にあ</u> るものにあっては、平成23 年特定基準号数に1 (同項の 規定により号俸を2号俸上位 の号俸とされた職員のうち当 該期間の初日が平成24年3 月31日までの間にあるもの にあっては、2) を加えて得 た数。以下この号において 「平成24年特定基準号数」 という。) (同条第2項の規 定により1号俸上位とされた 職員(以下この号において 「平成25年調整職員」とい う。)のうち当該復職時調整 に係る休職等の期間の初日が 平成25年3月31日までの 間にあるものにあっては、平 成24年特定基準号数に1を 加えて得た数)に1を加えて 得た数」と、「昇給日におけ る復職時調整は、基準号俸の 号数」とあるのは「昇給日に

おける復職時調整は、平成2 3年特定基準号数(平成24 年調整職員のうち当該復職時 調整に係る休職等の期間の初 日が平成24年3月31日ま での間にあるものにあって は、平成24年特定基準号 数)(平成25年調整職員の うち当該復職時調整に係る休 職等の期間の初日が平成25 年3月31日までの間にある ものにあっては、平成24年 特定基準号数に1を加えて得 た数)に1を加えて得た数」 とする。

四 復職時調整ができる日において、平成26年3月31日を復職等の日とみなした場合に人事院規則1-4-25
 (人事院規則1-4(現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を改正する人事院規則)による廃止前の人事院規則)による廃止前の人事院規則のよる廃止前の人事院規則
 則 9-134(平成26年4月1日における号俸の調整)第1条第3項に規定する平成

19年昇給等抑制職員(以下 単に「平成19年昇給等抑制 職員」という。)、同条第4 項に規定する平成20年昇給 等抑制職員(以下単に「平成 20年昇給等抑制職員」とい う。) 又は同条第5項に規定 する平成21年昇給等抑制職 員(以下単に「平成21年昇 給等抑制職員」という。)の いずれかに該当する職員(平 成26年4月1日(以下「調 整日」という。) において4 5歳未満の職員(調整日にお いて給与改定特例法附則第8 条第1項に規定する除外職員 (以下単に「除外職員」とい う。) であるもののうち、調 整日において40歳以上の職 員、調整日において38歳以 上40歳未満の職員であって 平成25年4月1日において 除外職員であったもの、調整 日において32歳以上38歳 未満の職員であって平成24 年4月1日及び平成25年4

月1日のいずれにおいても除 外職員であったもの並びに調 整日において32歳未満の職 員であって平成24年4月1 日において除外職員であった ものを除く。)のうち、次に 掲げる職員以外の職員に限 る。) であって、当該復職時 調整に係る休職等の期間の一 部又は全部が平成18年4月 1日から平成20年12月3 1日までの間にあるものに係 る調整日以降の復職時調整に おける第一の第2項第1号の 規定の適用については、次の 表の左欄に掲げる職員の区分 に応じ、同号中「調整数の合 計数」とあるのは、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句に読 み替えるものとする。

(1) 給与改定特例法附則第8 条第1項、第2項又は第3 項の規定(以下この号にお いて「号俸調整規定」とい う。)により3号俸上位に 調整された職員であって、

<u>次のいずれかに該当するも</u> <u>の</u>

- 口調整日において32歳未満の職員であって、3号俸上位相当職員であり、平成24年4月1日及び調整日のいずれにおいても除外職員でなかったもの
- (2)号俸調整規定により2号俸上位に調整された職員であって、次のいずれかに該

当するもの

- イ
 調整日において38歳

 以上40歳未満の職員
- 四 調整日において32歳以上38歳未満の職員であって、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2に該当するもの(以下「2号俸上位相当職員」という。)
 - (ii) 3号俸上位相当職員であって、平成24年4月1日、平成25年4月1日又は調整日のいずれか1のみの日において除外職員であったもの
- ハ 調整日において32歳未満の職員であって、次のいずれかに該当するも

 \mathcal{O}

- (i) 2号俸上位相当職員
- (i) 3号俸上位相当職員であって、調整日において除外職員であるもの又は平成24年4月1日においてその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員であったもの
- (3) 号俸調整規定により1号 <u>俸上位に調整された職員で</u> <u>あって、次のいずれかに該</u> 当するもの
 - イ 調整日において40歳以上の職員
 - 口調整日において38歳以上40歳未満の職員であって、次のいずれかに該当するもの
 - (i)平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか1のみに該当するもの(以下「1

- 号俸上位相当職員」と いう。)
- (i)平成25年4月1日又は調整日のいずれか1のみの日において除外職員であったもの
- ハ 調整日において32歳以上38歳未満の職員であって、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 1号俸上位相当職員
 - (ii)平成24年4月1日、平成25年4月1日又は調整日のいずれか2の日において除外職員であったもの
- 二 調整日において32歳未満の職員であって、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 1号俸上位相当職員
 - (ii) 平成24年4月1日において除外職員であったもの
 - (iii) <u>平成24年4月1日</u> においてその者の属す

る職務の級における最 高の号俸の1号俸下位 の号俸を受ける職員 (以下「最高号俸1号 俸下位職員」とい う。)であって、調整 日において除外職員で あるもの

調整日において32歳 | 調整数 以上38歳未満の職員で の合計 あって、3号俸上位相当 数に3 職員(号俸調整規定によしを加え り号俸を上位の号俸とさ れた職員以外の職員(以 下この表において「附則 第8条非適用職員」とい う。) であって、平成2 4年4月1日、平成25 年4月1日及び調整日に おいて除外職員でなかっ たものに限る。)

調整日において32歳 未満の職員であって、3 号俸上位相当職員(附則 第8条非適用職員であっ て、平成24年4月1日 て得た 数

及び調整日のいずれにお いても除外職員でなかっ たものに限る。)

調整日において38歳 調整数 以上40歳未満の職員で | の合計 あって、平成<u>19年昇給</u> <u>数に2</u> 等抑制職員、平成20年 昇給等抑制職員又は平成して得た 21年昇給等抑制職員の いずれか2以上に該当す るもの (号俸調整規定に より1号俸上位の号俸と された職員(以下この表 において「附則第8条1 号俸調整職員」とい う。)及び附則第8条非 適用職員(平成25年4 月1日又は調整日のいず れか1のみの日において 除外職員であったものに 限る。)を除く。)

調整日において32歳 以上38歳未満の職員で あって、次のいずれかに 該当するもの

(1) 2号俸上位相当職

を加え 数

<u>員(次に掲げる職員</u> を除く。)

- <u>イ</u> 附則第8条1号 <u>俸調整職員</u>
- 口附則第8条非適用職員であって、平成24年4月1日、平成25年4月1日又は調整日のいずれか2の日において除外職員であったもの
- (2) 3号俸上位相当職 員であって、次のい ずれかに該当するも の
 - <u>イ</u> 附則第8条1号 俸調整職員
 - 口附則第8条非適用職員であって、平成24年4月1日、平成25年4月1日又は調整日のいずれか1のみの日において除外職員であったもの

 調整日において32歳

 未満の職員であって、次

 のいずれかに該当するも

 の

- (1) 2号俸上位相当職 員(次に掲げる職員 を除く。)
 - イ 給与改定特例法
 附則第8条第1項
 の規定により号俸
 を上位の号俸とされた職員(以下この表において「附則第8条第1項上位調整職員」という。)
 - ロ平成24年4月1日において除外職員であったもの
 - 八 最高号俸1号俸下位職員であって、調整日において除外職員であるもの
 - 二 給与改定特例法 附則第8条第3項

 の規定により1号

 俸上位とされたも

 の

- (2) 3号俸上位相当職 員であって、次のい ずれかに該当するも の
 - イ 給与改定特例法
 附則第8条第1項
 の規定により1号
 俸上位の号俸とされた職員のうち、
 最高号俸1号俸下
 位職員、調整日に
 おいて除外職員であるもの及び同条
 第3項の規定によされた職員のいずれにも該当しないものの
 - ロ附則第8条第1項上位調整職員以外の職員であって、次のいずれかに該当するもの

(i)最高号俸 1号棒下位職員のうち、調整日において除外職員であるもの及び給与改定特例法附則第8条第3項の規定により1号俸上位とされた職員のいずれた職員のいずれにも該当しないもの

- (ii) 最高号俸1号 俸下位職員以外 の職員であっ て、調整日にお いて除外職員で あるもの
- (ii) 最高号俸1号棒下位職員以外の職員であって、給与改定特例法附則第8条第3項の規定により1号俸上位とされたもの

6 平成29年改正法附則第3条 第1項の規定により号俸を1号 俸上位の号俸とされた職員等に

係る復職時調整の特例

- 一 (略)
- 二 平成30年調整対象職員又 はこの項の規定の適用がない ものとした場合の復職時調整 ができる日における号俸の号 数が、平成25年10月1日 から平成26年9月30日ま での期間に係る第一の第2項 第2号に規定する調整数について標準号俸数の号数とで 体数に相当する数並びに可 第3号に規定する算定の基礎 となる号数にそれぞの の号数となる場合を除く。)がこれを の号数とであったものと

その他の職員

調整数
の合計
数
を加え
て
数

- 10 平成29年改正法附則第3条 第1項の規定により号俸を1号 俸上位の号俸とされた職員等に 係る復職時調整の特例
 - 一 (略)

して調整された号俸の号数を 下回ることとなる職員(平成 30年4月1日において37 歳に満たない職員(同日にお いて、専門スタッフ職俸給表 の適用を受ける職員でその職 務の級が2級以上であるもの 及び当該職員以外の職員でそ の職務の級における最高の号 俸を受けるものを除く。)に 限る。)の休職等の期間で あって、その一部又は全部が 平成25年10月1日から平 成26年9月30日までの間 にあるものに係る平成30年 4月1日以後の復職時調整に おける第一の第2項の規定の 適用については、同項第2号 中「号数」とあるのは「号数 (当該算定期間に係る評価終 了日が平成26年9月30日 である場合にあっては、当該 標準号俸数の号数に1を加え て得た数)」と、「相当する 数」とあるのは「相当する数し (当該算定期間に係る評価終

して調整された号俸の号数を 下回ることとなる職員(平成 30年4月1日において37 歳に満たない職員(同日にお いて、専門スタッフ職俸給表 の適用を受ける職員でその職 務の級が2級以上であるもの 及び当該職員以外の職員でそ の職務の級における最高の号 俸を受けるものを除く。)に 限る。)の休職等の期間で あって、その一部又は全部が 平成25年10月1日から平 成26年9月30日までの間 にあるものに係る平成30年 4月1日以後の復職時調整に おける第一の第2項の規定の 適用については、同項第2号 中「号数」とあるのは「号数 (当該算定期間に係る評価終 了日が平成26年9月30日 である場合にあっては、当該 標準号俸数の号数に1を加え て得た数)」と、「相当する 数」とあるのは「相当する数 (当該算定期間に係る評価終

了日が平成26年9月30日 である場合にあっては、当該相当する数に1を加えて得た数)」と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数(当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合を除く。)にあっては、当該号数に1を加えて得た数)」とする。

である場合にあっては、当該 相当する数に1を加えて得た 数) 」と、同項第3号中「算 定の基礎となる号数」とある のは「算定の基礎となる号数 (当該算定期間に係る評価終 了日が平成26年9月30日 である場合(当該号数が0と なる場合を除く。)にあって は、当該号数に1を加えて得 た数)」とする。この場合に おいて、当該休職等の期間が 第8項第2号の規定の適用を 受ける休職等の期間にも該当 するときは、平成21年1月 1日から同年9月30日まで の期間に係る第一の第2項第 2号に規定する調整数につい ては、第8項第2号の規定の 例により算定した調整数とす る。

了日が平成26年9月30日

7 令和6年改正法附則第4条及 び第5条の規定により号俸の切 替え等が行われた職員に係る復 職時調整の特例

(新設)

一 一般職の職員の給与に関す る法律等の一部を改正する法 律(令和6年法律第72号。 以下この項において「令和6 年改正法」という。) 附則第 4条及び第5条の規定により 号俸の切替え等が行われた職 員(以下この項において「切 替等職員」という。)の休職 等であってその期間の初日が 令和7年4月1日(以下この 項において「切替日」とい う。)前にあるもの(以下こ の項において「切替日前休職 等」という。) に係る切替日 以後の復職時調整は、次に定 めるところにより、基準日か ら令和6年9月30日までの 期間に係る復職時調整及び同 年10月1日以後の期間に係 る復職時調整を順次行ったも のとした場合に得られるとこ ろによる。この場合におい て、調整の過程において第一 の第2項第2号に規定する 「乗じて得た数」の合計数に

- 1 未満の端数が生じたとき は、これを当該調整の過程に 引き続く調整の過程における 同号に規定する「乗じて得た 数」の合計数に合算すること ができる。
- (1) 切替日を復職等の日とみなし、かつ、切替日前休職等の期間の初日から切替日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第一の第2項の規定に基づき、基準日から令和6年9月30日までの期間に係る復職時調整を行う。
- (2) (1)により得られる号俸を 切替日の前日に受けていた ものとみなして令和6年改 正法附則第4条及び第5条 の規定を適用した場合に得 られる号俸を基礎とし、第 一の第2項の規定に基づ き、令和6年10月1日以 後の期間に係る復職時調整 を行う。
- 二 切替等職員のうち切替日前

休職等の期間の初日から切替 日の前日までの期間中に規則 第23条第1項に該当する昇 格をしたものに対する前号(1) の規定の適用については、同 号(1)中「切替日を」とあるの は「昇格の日を復職等の日と みなし、かつ、切替日前休職 等の期間の初日から昇格の日 の前日までの間において昇給 等がなかったものとみなし て、第一の第2項の規定に基 づき、基準日から昇格の日の 直前の昇給日の直前の評価終 了日までの期間に係る復職時 調整を行った場合に得られる 号俸を昇格の日の前日に受け ていたものとみなして規則第 23条第1項の規定を適用し た場合に得られる昇格直後の 号俸を基礎とし、切替日を」 と、「切替日前休職等の期間 の初日」とあるのは「昇格の 日」と、「基準日から」とあ るのは「昇格の日の直前の昇 給日の直前の評価終了日の翌

日から」とする。

三 切替等職員のうち切替日か ら復職等の日後の最初の昇給 日の次の昇給日までの期間中 に規則第23条第1項に該当 する昇格をしたものに対する 第1号(2)の規定の適用につい ては、同号(2)中「第一の第2 項の規定に基づき、令和6年 10月1日以後」とあるの は、「昇格の日を復職等の日 とみなし、かつ、切替日から 昇格の日の前日までの間にお いて昇給等がなかったものと みなして、第一の第2項の規 定に基づき、令和6年10月 1日から昇格の日の直前の昇 給日の直前の評価終了日まで の期間に係る復職時調整を 行った場合に得られる号俸を 昇格の日の前日に受けていた ものとみなして、規則第23 条第1項の規定を適用した場 合に得られる昇格直後の号俸 を基礎とし、第一の第2項の 規定に基づき、昇格の日の直 前の昇給日の直前の評価終了日の翌日以後」とする。

- 四 切替等職員のうち切替日前 休職等の期間中又は復職等の 日から復職等の日後の最初の 昇給日の次の昇給日までの期 間中に規則第24条の2第1 項に該当する降格をした場合 の切替日以後に行う復職時調 整については、前2号に準じ て取り扱う。
- 五 切替等職員のうち切替日前 休職等の期間中又は復職等の 日以後復職時調整の日以前の 期間中に規則第25条第1項 又は第27条第1項若しくは 第3項に規定する異動があっ た場合は、規則第26条又は 第28条の規定を適用して再 計算した場合に切替日前休職 等の期間の初日に受けること となる号俸を基礎として、基 準日に相当する日以後の期間 について第1号に定めるとこ ろにより復職時調整を行う。 この場合において前3号に該

当することとなるときは、そ れぞれそれらに準じて取り扱 うものとする。

以 上